

令和5年第1回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和5年1月20日(金) 午後1時28分開会
午後2時38分閉会
- 2 場 所 庄原市田園文化センター 多目的ホール
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 横山 和明、立花 有佐、捻金 宏昭、渡部 要
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山 祐子
教育部教育総務課長 毛利 久子
教育部教育指導課長 東 直美
教育部教育総務課総務係長 関 浩樹
教育部教育指導課学事係長 高淵 直哉
教育部教育指導課指導係長 辻坊 健作
教育部生涯学習課文化振興係長 天野 雄作
- 6 傍聴人 なし
- 7 議事日程
- 日程第1 教育長報告
- 日程第2 個別報告及び協議事項
- ・市議会12月定例会一般質問の概要(教育委員会関係)について
 - ・令和5年度会計年度任用職員の雇用について
- 日程第3 議案第1号 庄原市教育支援委員会設置規則について
- 日程第4 議案第2号 庄原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第3号 庄原市博物館・資料館運営協議会設置条例及び庄原市博物館設置及び管理条例の一部改正について

教育長	<p>— 開会 午後1時28分 —</p> <p>ただ今から令和5年第1回庄原市教育委員会を開会します。</p>
	<p>日程第1 教育長報告</p>
教育長	<p>日程第1、教育長報告からです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県教育賞について ・子供達の活躍について ・PTA連合会役員との懇談について <p>次に教育部長から報告をお願いします。</p>
教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症について ・鳥インフルエンザ防疫活動要請について <p>次に各課から報告をお願いします。</p>
教育長	
教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・口和地域学校給食共同調理場の水道水の濁りについて ・学校施設・設備の充実 ・学校給食の充実 ・高校教育振興事業への支援 ・庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づく取り組みの推進 ・主な会議・行事等
教育指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の定着・向上 ・読書活動推進 ・児童・生徒の動向 ・教職員の動向 ・卒業証書授与式について ・令和5年度の広島県公立高等学校入学者選抜について ・全国学力・学習状況調査について ・主な会議・行事等
生涯学習課文化振興係長	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育の充実 ・芸術・文化の推進 ・スポーツの推進 ・各種行事等
	<p>日程第2 個別報告及び協議事項</p>
教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会12月定例会一般質問の概要（教育委員会関係）について ・令和5年度会計年度任用職員の雇用について
	<p>日程第3 議案第1号</p>
	<p>庄原市教育支援委員会設置規則について</p>
教育長	<p>日程第3、議案第1号、庄原市教育支援委員会設置規則について議題としま</p>

<p>教育指導課長</p>	<p>す。事務局より説明をお願いします。教育指導課長。</p> <p>議案集1ページをお願いします。議案第1号、庄原市就学指導委員会設置規則の全部を改正する規則案について説明させていただきます。こちらは、今ある設置規則を改正し、庄原市教育支援委員会設置規則とすることになります。配付資料にて説明します。1 趣旨は、学校教育法施行令の一部改正を踏まえ、今の規則を改正することです。2 経緯です。学校教育法によって、教育委員会が障害のある児童生徒の就学、転学に係る通知をするときには、専門的知識を有する方の意見を聴くこととされています。これにより、現在庄原市では「就学指導委員会」で委員を委嘱し委員会を開き、意見を聞いて就学に関して決定という手続きをとっています。この委員会については、早期からの教育相談・支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した児童生徒の支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」等の名称とすることが適当であるという見解が国からは示されています。このことを踏まえて、本市においても、就学先の決定時はもちろんですが、適宜、必要な意見・助言を委員の方に求めることもしてきており、その設置の目的や現在の所掌事務に応じた名称へと、この度変更したいというものです。改正の内容は、規則名を現行の「庄原市就学指導委員会規則」から「庄原市教育支援委員会設置規則」へと変更することと、設置に関する第1条について、これまでの「適正な就学を図るため」というところへ「適正な就学及びその後の一貫した支援に関する助言を行うため」という文言を入れ、庄原市教育支援委員会を設置すると改正をするものです。第2条以下の変更は、この度の改正にはありません。名称そのものが変わるため、一部改正ではなく、全部を改正する手続きになりますが、内容的には一部の改正となります。附則として、この規則は令和5年4月1日から施行するとしています。</p>
<p>教育長</p> <p>教育委員</p> <p>教育長</p>	<p>ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。それでは、議案第1号について採決を行います。承認される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、議案第1号は承認されました。</p>
	<p>日程第4 議案第2号 (非公開)</p> <p>庄原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p>
	<p>日程第5 議案第3号 (非公開)</p> <p>庄原市博物館・資料館運営協議会設置条例及び庄原市博物館設置及び管理条例の一部改正について</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、以上をもちまして、令和5年第1回教育委員会を閉会します。本</p>

	<p>日はご苦労さまでした。</p>
--	--------------------

— 閉会 午後 2 時 38 分 —